

大網白里市家庭ごみの出し方（令和 9 年度版）有料広告掲載基準

（趣旨）

第 1 条 この基準は、大網白里市が作成し配布する家庭ごみの出し方（令和 9 年度版）（以下「ごみの出し方」という。）に広告を掲載するにあたり、大網白里市有料広告掲載要綱（平成 23 年 1 月 14 日告示第 3 号）第 5 条の規定により必要な事項を定めるものとする。

（広告の規格等）

第 2 条 広告内容は、各企業・事業者の宣伝に関するものとする。

2 広告の掲載位置は、ごみの出し方 6 ページ下段（最終ページ）とする。

3 広告の色は、カラー又は単色とする。

4 広告規格、発行予定部数及び掲載金額は次のとおりとする。

広告規格	大きさ 縦 4. 0 cm × 横 6. 0 cm × 4 枠
発行予定部数	令和 9 年度版 24, 000 部 日本語版に掲載する。
掲載金額	1 枠当たり、24, 000 円

5 申込多数の場合は抽選とし、抽選順位で左から右へ順に並べて配置する。

なお、掲載枠に満たない場合も、抽選順位により同様の配置とする。

6 広告枠は、1 事業者につき 1 枠とする。ただし、応募数が掲載枠に満たない場合は、複数の掲載枠を使用できるものとする。

（配布時期等）

第 3 条 ごみの出し方は、令和 9 年 3 月初旬に区長・自治会長回覧にて各世帯に配布し、令和 9 年 3 月下旬から令和 10 年 3 月 31 日まで地域づくり課、中部コミュニティセンター、白里出張所、農村ふれあいセンター窓口等に設置する。また、令和 9 年 3 月下旬から令和 10 年 3 月 31 日まで PDF データを市のホームページ（地域づくり課 暮らしの情報）に公開する。

（募集期間）

第 4 条 令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 25 日（水）

（土日、祝日は除く）

（募集対象者）

第 5 条 大網白里市有料広告掲載要綱第 4 条に定めるもの。

（募集方法）

第 6 条 広告の募集は、市広報紙、ホームページ及び関係団体への周知により行うものとする。

（協議）

第 7 条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し解決を図るものとする。

附 則

この基準は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。